

平成 2 9 年度  
第 3 回  
東京都感染症予防医療対策審議会  
会 議 録

平成 3 0 年 2 月 2 3 日  
東京都福祉保健局

(午後 7時00分 開会)

○吉田部長 それでは、定刻でございますので、ただいまより平成29年度第3回東京都感染症予防医療対策審議会を開会させていただきたいと思っております。

本日は、大変お忙しいところ、委員の皆様にはご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、福祉保健局感染症危機管理担当部長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

以後、着座にてご説明申し上げます。

それでは、まず、本日の資料の確認から行わせていただきたいと思います。

机上には、本日の会議の次第、次に座席表、そして委員名簿がございます。その次に平成29年度第3回本審議会の資料一覧がございます。資料1といたしまして、東京都感染症の予防のための施策の実施に関する計画の改定についての答申(案)、これは31ページのものになります。それから資料2といたしまして、「東京都感染症予防医療対策審議会答申」(案)の概要～東京都感染症予防計画改定～。そして資料3といたしまして、「東京都感染症予防計画改定(案)骨子」の意見募集の結果。資料4といたしまして、平成29年度第2回東京都感染症予防医療対策審議会会議録。そして資料5といたしまして、東京都感染症予防医療対策審議会条例でございます。また、お手元に3部ほど少し厚い資料がありますが、平成19年度に策定いたしました東京都感染症予防計画、そして24年7月に改定いたしました東京都結核予防推進プラン2012、最後に平成25年11月に改定いたしました東京都新型インフルエンザ等対策行動計画がございます。

配付漏れ等がございましたら挙手でお知らせいただければと思いますが、いかがでございますか。もし後ほど気がつかれた点がありましたら、お聞かせいただければと思います。

次に、本日の委員のご出席の状況でございますが、本日は、東京都医師会副会長、角田会長代理、公益財団法人結核予防会結核研究所、加藤誠也委員、国立感染症研究所副所長、脇田委員、新宿区健康部長兼保健所長、高橋委員、南多摩保健所長、小竹委員、以上5名の委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、東京第一弁護士会、浅田委員からは遅参のご連絡をいただいております。現時点で14名中8名のご出席でございますが、東京都感染症予防医療対策審議会条例第7条には、審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできないとされております。先ほど申し上げましたように、現在のところ、14名中8名のご出席でございます。半数以上ということで、審議会開催が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

それでは、今後の議事進行につきましては、渡邊会長、お願いたします。

○渡邊会長 皆さん、こんばんは。お寒い中、また、お忙しいところおいでいただき、ありがとうございます。

きょうは第3回目ということですので、議事として、議題に沿って話を進めさせていただきます。

まず、(1)として、「東京都の感染症の予防のための施策の実施に関する計画の改定について」答申についてであります。

これについて、前回、皆さんからいただいた意見や、パブリックコメント、関係機関への意見の紹介を踏まえ、東京都感染症予防計画改定(案)骨子をもとに、私と事務局で答申(案)を作成し、本日の審議を行うことのご理解を皆様からいただいております。委員の皆さんには、多数のご意見を寄せていただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、答申(案)について、東京都感染症予防計画改定(案)骨子からの変更点を中心に、事務局から説明をお願いいたします。

**○杉下課長** 感染症対策課長杉下から説明を申し上げます。

まず、資料1の答申(案)をお手元にご用意ください。

1枚めくっていただきまして、目次でございます。目次の項目立てにつきましては、改定(案)骨子から変更ございません。

続いて、本文については、改定(案)骨子からの主な変更点についてご説明したいと思います。

6ページの7、医師等の責務の二つ目の段落をごらんください。「医師は、感染症法に定める感染症を診断した時は、速やかに同法に基づく届出を行う。」この文章を医師の責務として追加いたしました。これは、その下の獣医師等の責務に感染症法上の届出について記載がございまして、それにあわせて追加をしたものです。

続きまして、9ページ、10ページをお開きください。

まず、9ページの(3)動物衛生・食品衛生・環境衛生対策との連携強化のア、動物由来感染症の一つ目の段落をごらんください。「都は、動物由来感染症の発生及びまん延防止を図るため、動物取扱業者が管理する動物や保護収容動物等を対象とした、病原体保有状況調査を実施し、調査結果をホームページなどにより公表する。」こちらは、従来、「都は、都内の動物が保有する病原体の実態を明らかにするため」としていたのですけれども、これには家畜や野生動物が含まれないため、冒頭の目的の部分を「都は、動物由来感染症の発生及びまん延の防止を図るため、」と修正しております。

続きまして、10ページ、ウ、環境水及びねずみ族・昆虫が介する感染症の三つ目の段落、「さらに」以降をごらんください。「さらに、空港、港湾等からの感染症を媒介するねずみ族、昆虫等の侵入については、検疫所等の関係機関、区市町村と連携して適切に対処する。」。港湾などにおきましては、蚊などの昆虫とともに、ねずみ族の侵入も問題とされておきまして、「蚊の侵入」とあったのを「ねずみ族、昆虫等の侵入」に修正しております。

続きまして、17ページ、18ページをごらんください。

17ページ、(2) 医療提供体制整備の考え方の二つ目の段落です。「このため、平常時から、都は関係機関等と協力し、」、途中を省略しまして、「医療を提供する体制を確保する。あわせて、新型インフルエンザ等のパンデミックに備え、個人防護具などの医療資器材や医薬品の備蓄、地域医療体制強化を推進する。」。こちらは、備蓄や医療体制を強化する主体がわかりにくいことから、最初に「都は関係機関等と協力し、」という文言を追記しております。

続きまして、隣の18ページになります。3の(1) 感染症患者の移送の最後の段落をごらんください。「都、区及び保健所設置市は、感染症法に基づく感染症患者の移送を迅速かつ適切に実施できるよう、平常時から関係機関等との連絡体制や感染防止資器材の確保、訓練などを実施する。」。こちらは、島嶼地域における輸送体制については関係機関の協力を得ることが欠かせないため、最後の行に、従来「連絡体制」のみの記載であったものを、「関係機関等との連絡体制」に修正をしております。

続きまして、27ページをお開きください。1の新型インフルエンザ等対策の一つ目の段落をごらんください。「「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、都民相談、感染拡大防止、予防接種、医療提供など、必要な対策を実施する。」。こちらは、新型インフルエンザの予防対策には、予防接種が重要であるため、行動計画の記載に沿いまして、予防接種を2行目に追記しております。

以上が改定(案) 骨子からの主な変更点となります。

続きまして、資料2のペーパーをごらんください。こちらは答申(案)の概要になります。今回の答申のポイントについてご説明いたします。

基本的な考え方といたしましては、事前対応型の取組を重視し、発生時には迅速、的確に対応をします。また、患者の人権への配慮を十分に行います。これが基本的な考え方となります。

ポイントは、一つ目は左下の囲みでございます。まず、海外との往来が活発な都市である東京の特性を踏まえた取組の推進となります。感染症の早期探知と国際化への対応ということで、こちらにつきましては、答申のほうの目次をまたごらんください。感染症の早期探知につきましては8ページの発生前の対策のところ、また、国際化への対応については20ページの国との連携強化と、31ページの外国人への対応に記載をしております。

続いて、真ん中の囲みに移ります。近年の感染症の発生動向を踏まえまして、一類感染症、蚊媒介感染症、風しんを新たに、特に総合的に予防施策を推進すべき感染症に追記をいたしました。こちらは目次で言いますと30ページになります。また、感染症医療提供体制の確保も引き続き行います。こちらは17ページとなります。

最後は連携体制、人材育成など、対策の取組を支える基盤づくりとなりまして、21

ページに関係機関との連携協力、23ページに人材育成、25ページに正確な知識の普及啓発を記載しております。

続いて、裏面をごらんください。答申の構成になります。

第一章、基本的な考え方としては、健康危機管理体制の確立、人権の尊重、関係機関、都民等の役割、責務を盛り込んでおります。

第二章、各論は、早期発見の取組、予防啓発、まん延の防止、医療供給体制の確保、さらに取組の基盤として、関係機関との連携協力、人材育成、普及啓発。最後にその他、特に推進すべき感染症対策、災害時の対応、外国人への対応、以上となります。

続きまして、資料3のほうに移ります。こちらは、改定（案）骨子の意見募集の結果となります。

改定（案）骨子につきましては、広く都民に意見を募集をいたしました。

募集期間は、平成30年1月26日から2月9日までといたしました。

結果は、以下のとおり、3名から意見をいただいております。

内訳としては、全般に関することが1件、その他の施策が2件となります。

裏面をごらんください。ご意見の概要を表にまとめました、

まず一つ目は、一類・二類感染症が都内で同時多発して感染症医療機関の対応能力を超えた場合の行政対応と医療機関連携について対応の指針が必要であるというご意見。二つ目は、「大規模集団イベント時の対応の記載」に関する検討が必要。麻しんなど、ワクチンで予防可能な疾患のワクチン接種やサーベイランスを含め、記載が必要である。三つ目は、「マスクギャザリングへの対応」の検討が必要ということで、発生頻度が低い感染症の啓発や感染予防策が必要であるということでご意見をいただきました。

これらのご意見についてですけれども、答申の2ページから4ページにある基本方針の中で、関係機関との連携強化など、平時からの健康危機管理体制の強化を打ち出しておりまして、それに該当するものと考えております。また、東京2020大会に向けましては、現在、対処要領の策定を進めておりまして、その中で対応をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

**○渡邊会長** ありがとうございます。

委員の皆様、また、都民の皆様からの意見を反映させた形での答申（案）について今、説明していただきました。その骨格といたしまして、資料2で答申のポイントをもとめていただいております。これは、答申（案）のポイント等を、平成20年と比べて何が違うのかということを知りやすく、ポイントを踏まえながら説明できるような形で用意していただいております。

皆さんからの意見が大体反映されているとは思いますが、この第3回目の会議におきまして、さらにこういう点を加えたほうがよろしいのではないかとのご意見がありましたら、委員の先生方からぜひ貴重なご意見を伺いたいと思います。いかがでしょ

うか。

先ほど、オリンピックに向けては、対策等について詳細な計画を現在別途立てているということです。そこで、オリンピックのマスギャザリングに際して、何が起こるかわからないという点で都民の方々も不安があるということで、都民からのご意見で、特に2番、3番のご意見をいただいていることと思います。その点は都としても真剣に対応するというので、別途、詳細な計画が出てくるということです。これは委員の先生方からも意見を伺っておりますので、そこも反映できるものというふうに思われます。

濱田委員、どうぞ。

**○濱田委員** 2020の五輪の対応についての計画をつくられていらっしゃるということですが、その中で組織委員会としてやるものと東京都としてやるものというのは連携しているのですか。組織委員会でも独自につくっているという話は伺っているのですが、その辺の切り分けはどのようなふうに行われているのでしょうか。

**○杉下課長** 対処要領につきましては東京都の対処要領になるわけですので、組織委員会とどのように情報連携していくかという部分についても記載されています。まだ詰め切れていない部分もございますので、今後、きちんと盛り込めるように作成していきたいと考えています。

**○渡邊会長** オリンピックはもちろんです、政府の方針として、海外からの旅行者が4,000万人、過去から比べると2倍、3倍の外国人が来られるようになるということで、リスクは高くなるということです。オリンピックも含めた今後の旅行者対策はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにご意見等がありましたらお願いいたします。

時間の関係で、皆さんから一言ずつお伺いしていった方がよろしいかと思うので、山元委員からお願いします。

**○山元委員** 私のほうとしては、感染症の人権の尊重というところの文言がしっかりと入ったことと、東京の特性を踏まえた取組の中にこれからの国際化に向けての外国語での感染症の情報の提供等について具体的に示されたことで、とてもいい内容になったのではないのでしょうか。わかりやすくなったと思っています。

**○渡邊会長** ありがとうございます。

濱田委員、いかがでしょうか。

**○濱田委員** 私も今回のこれはよくまとめられていると思いますが、この前も話題に出て先ほど説明された大規模集会等については、今後、オリンピックを絡めていろいろ記載されていくということを期待します。今の段階では国際都市としての東京がどういふふうに感染症対策をとっていくかということに焦点を当てられているので、非常にその部分が現代的といいますか、インパクトがあるんじゃないかというふうに思っております。

○**渡邊会長** ありがとうございます。

浅田委員、お願いします。

○**浅田委員** 今回の答申については、人権の尊重の問題であるとか、個人情報に関する注意を払っていくというあたりもきちんと明記されていて、バランスよく記載されておりますので、非常に結構な内容になっているかと思えます。

○**渡邊会長** ありがとうございます。

大井先生、お願いいたします。

○**大井委員** これまでの議論の中でいろいろな注文が出て、それがかなり反映されているなという印象を受けています。書きぶりについてはまだ若干直した方がいい部分があると思うのですが、少なくとも概要の部分については特に問題はないのではないかと考えています。

○**渡邊会長** ありがとうございます。

齋藤委員、お願いいたします。

○**齋藤委員** 内容については、前にお話をさせていただいたとおりで特にありませんが、現行計画から、私ども市町村の立場での役割は大きく変更はないという認識であります。

先ほども出ました東京2020大会に向けての、例えば対処要領など今後示されるものには、市区町村の対応や役割などは、また示されるのでしょうか。もしわかれば、その辺だけお伺いしたいです。

○**杉下課長** 市区町村で行われている予防接種などについては引き続きやっていただきたいということや、基本的な感染症の対策については保健所で行うということでご理解いただければと思います。

○**渡邊会長** 加藤委員、お願いいたします。

○**加藤（誠実）委員** 全体的にバランスよくまとめていただいたとっております。ありがとうございます。私ども検疫所も行政機関なものですから、むしろ今後、実際に推進するときに、検疫所としてもご協力できるところはさせていただきますし、感染症対策を一緒に東京都のほうと進めていきたいと思っておりますので、またご指導、ご鞭撻をよろしくお願いします。

○**渡邊会長** ありがとうございます。

今村委員、お願いします。

○**今村委員** 現時点での指針という意味では非常にいい形にまとまっているのかなと思います。前回に出された平成20年から今までの間で大きな変化は、幾つもの大きな流行を経験したという点です。そこを取り込んで、なおかつ、これから起こることを予想しながら全体のバランスをとっており、しっかりしたものができていると思います。

○**渡邊会長** ありがとうございます。

永井委員、お願いします。

○永井委員 ほかの先生方からもご意見が出ていました人権に関して、この場で私もお話をさせていただきましたが、その点は十分対応してくださっていて、よくまとまっているというふうに感じました。

○渡邊会長 ありがとうございます。

ほかに何かつけ加えることはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○渡邊会長 もしないようでしたら、この答申(案)を本審議会の答申としたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○渡邊会長 ありがとうございます。

では、この答申を本会議の答申といたしまして、本日の議事は以上とし、続いて、答申の交付に移りたいと思います。事務局、お願いいたします。

○吉田部長 それでは、皆様のお手元に答申(案)の写しを配付させていただきたいと思っております。

(答申(案)の写し配付)

○渡邊会長 それでは、答申書を笹井技監にお渡ししたいと思います。笹井技監、よろしくをお願いいたします。

(答申書交付)

○渡邊会長 それでは、笹井技監から一言ご挨拶をよろしくをお願いいたします。

○笹井技監 改めまして、東京都福祉保健局技監の笹井でございます。

ただいま渡邊会長から東京都感染症予防医療対策審議会の答申をいただきました。昨年の9月に東京都の感染症の予防のための施策の実施に関する計画の改定につきまして諮問させていただきました。以来、会長を初め、委員の皆様方には大変お忙しい中ご検討をいただきまして、短期間に答申をお取りまとめいただきました。皆様方のご尽力に対しまして心から感謝を申し上げます。

先ほどからお話が出てございましたが、国際化が一層進展し、また、2020オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、海外からの感染症侵入リスクが高まる中、感染症対策は都としても重要な課題でございます。本日頂戴いたしました答申は感染症を取り巻くさまざまな問題に対応していくための大変貴重なご提言と考えております。今後、本答申をもとに都として年度内に東京都感染症予防計画の改定を行い、感染症から都民の健康と命を守り、安心して暮らせる東京を目指していく所存でございます。

委員の皆様には、東京都の感染症対策の充実、強化に向け、引き続き特段のご理解とご協力を賜りますことをお願いいたしまして、お礼とご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。



**○渡邊会長** どうもありがとうございます。

この答申を昨年9月に受けて以来、3回の会議をもって本日の答申に至ったわけですが、この間、皆様方にはお忙しい中ご協力いただきまして、本当にありがとうございます。

問題はこれからで、これに対してどういう形で具体的に対応し、そして、2020年も含め、今後東京都が国際的な感染症対策の模範を世界に示せるようになっていただければ、我々もやりがいがあったというものであります。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、続きまして、その他として、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(なし)

**○渡邊会長** もしないようでしたら、事務局のほうにお渡しいたします。

**○吉田部長** 渡邊会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様、大変お忙しい中ご検討いただきまして、ありがとうございます。

昨年9月から、先ほど技監からもご挨拶申し上げたところでございますが、非常に短い期間に精力的にご審議をいただきまして、事務局を代表して心より御礼を申し上げます。本日いただきました答申につきましては、年度内に感染症予防計画の改定という形で進めてまいりたいと考えてございます。委員の皆様方には、今後とも引き続きご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これで本日の審議会を閉会とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

(午後 7時30分 閉会)